

多文化家族子女といじめ問題について

—外国人労働者家族との共生—

西 中 研 二*

Children in Multicultural Families and Bullying Problem

This paper mainly examined the bullying problem among foreign workers' families in South Korea. The problem could also occur in multicultural families in Japan, which had decided to accept foreign workers in 2019. This paper intended to analyze the problem among children in multicultural families in South Korea and use it as a reference for problems in foreign workers' families that may arise in the future in Japan.

はじめに

2019年4月に『出入国管理及び難民認定法』の一部が改正された。現行法では「高度な技術を持つ専門職」及び「開発途上国の労働者が、日本の技術を学ぶ目的の外国人技能実習制度による技能実習生」の就労のみが許可されていたが、改正法では「特定技能1号」と「特定技能2号」が創設された。特定技能1号は、単純労働者の受け入れを認め、「3年間の技能実習」または「所定の試験合格」を経た「相当程度の知識または経験を要する技能職」とし、該当職種として、農業・漁業・建設・介護・宿泊・外食・造船・その他7業種、合計14業種が指定された。滞留期間は5年間で、期間延長は認めていない。また家族帯同も不可である。特定技能2号は、「熟練した技能、高度な専門職」とし、大学教授や経営者など専門的・技術的に高度な業務遂行が可能なる者をイメージしている。滞留期間は5年間で、更新も可能であり、家族帯同も許可している。1号と2号を合わせて5年間で合計34.5万人を受け入れることとなった。

一方韓国では、1997年に韓国企業の輸出・海外進出を支援するために、外国人研修就業制度を作り、輸出相手国の人材教育を目的とした。その後

2003年に『外国人労働者雇用法』2007年には、『出入国管理法施行令』の改正による訪問就業制度の採用などによって、外国人の韓国移住者が増加し現在に至っている。2015年の15歳以上の外国人数は、137.3万人²、結婚移民者・帰化人数は、30.5万人³である。しかしそれに伴う多文化家族の増加が、韓国社会にいろいろな問題を惹起していることは周知の事実である。本稿は、韓国の多文化家族問題の中の「多文化家族子女と学校暴力(いじめ)問題」に焦点を当て、今後の日本において外国人労働者家族との共生をどのように図っていくべきかを考える一助とするものである。

第一章 韓国における外国人受け入れ制度の変遷

1. 外国人研修就業制度

韓国は、1997年のIMF経済危機から急速に経済を立て直し、海外進出を活発化させた。それを支援するために政府は、海外特に輸出相手国の人材を受け入れ、韓国内で研修させる「外国人研修就業制度」を設けた。

「外国人研修就業制度」の法的根拠は、1997年12月13日創設の『出入国管理法』第19条の2及び第19条の3第三項である。すなわち『出入国管理法』第19条の2で、国内に滞留資格を有し、指定された企業で研修している外国人を「産業研修生」(2002.1.26に技術研修生と改名)と定め、第19条

* 大邱韓医大学校、国際文化研究所、専任研究員

の3第三項(2010.5.14に削除)で、産業研修生としての要件を具備した者を「研修就学者」と定めている。具体的には『出入国管理法施行令』で定めている。すなわち1998年4月1日創設の施行令第24条の5で、滞留資格変更許可要件を、①技術資格検定合格者、②産業研修生として2年間研修した者、③研修企業での勤務義務と定めている。その後2002年4月18日改正で、研修期間を1年間とするとともに、第24条の2の産業研修活動可能な企業を、①外国に直接投資した企業、②外国に技術を輸出する企業、③外国に産業設備を輸出する企業とした。その後技術試験合格者要件を2004年8月17日で削除した。

以上を要するに、当初厳しい要件で受け入れていた外国人労働者を、時間の経過とともに「研修期間の短縮」「技術試験の削除」など受け入れ要件の緩和がなされている点が注目される。

2. 訪問就業制度

2003年8月16日創設の『外国人労働者の雇用等に関する法律』第7条第二項、韓国語能力試験に合格した者に加えて、2007年2月28日改正の『出入国管理法施行令』第23条第一項別表1に「31. 訪問就業(H-2ビザ)」が創設されたことによって、外国人労働者の受け入れは一段と緩和された。すなわち別表1「31. 訪問就業」で滞留有資格者は、『在外同胞の出入国と法的地位に関する法律』第2条第二項の外国国籍同胞(大韓民国の国籍を保有した者、大韓民国政府樹立前に国外に移住した同胞、またはそれらの直系卑属で外国国籍を取得した者をいう)で、25歳以上の者の中から法務部長官が認定する者の滞留を認めることとなった。法務部長官が認める者とは次のとおりである。

- (1) 出生当時に大韓民国国民であった者として大韓民国戸籍(除籍謄本を含む)⁴に搭載されている者及びその直系卑属。
- (2) 国内に住所を置く大韓民国国民である8親等以内の血族又は4親等以内の婚戚から招請を受けた者。

- (3) 『国家有功者等礼遇及び支援に関する法律』第4条による国家有功者と遺族等に該当するか、『独立有功者礼遇に関する法律』第4条による独立有功者とその遺族またはその家族に該当する者。
- (4) 大韓民国に特別な功労があるか、大韓民国の国益増進に寄与した者。
- (5) 留学(D-2)資格で一学期以上在学である者の父母及び配偶者。
- (6) 国内外国人の滞留秩序維持のため法務部長官が定める基準及び手続によって自ら出国した者。
- (7) (1)ないし(6)に該当しない者で法務部長官が定め公示する韓国語試験抽選などの手続きによって選定された者。

ここで特に注目すべきことは、受け入れ対象の外国人が「大韓民国政府樹立前に国外に移住した同胞、またはそれらの直系卑属で外国国籍を取得した者」と「国内に住所を置く大韓民国国民である8親等以内の血族または4親等以内の婚戚から招請を受けた者」の二項である。「大韓民国政府樹立前に国外に移住した同胞、またはそれらの直系卑属で外国国籍を取得した者」とは「除籍謄本に記載されている者」であり、「国内に住所を置く大韓民国4親等以内の婚戚からの招請」とは「韓国人男性と結婚した外国人女性が親戚を韓国に招請」することが可能になったということである。

3. 多文化家族

「多文化家族」とは、2008年3月制定の『多文化家族支援法』第2条(定義)に、「『在韓外国人処遇基本法』第2条第三項の結婚移民者と『国籍法』第2条から第4条までの規定によって大韓民国国籍を取得した者で成り立つ家族」と定められている。すなわち『在韓外国人処遇基本法』第2条第三項には、「結婚移民者とは、大韓民国国民と婚姻したことがあるか、婚姻関係にある外国人

をいう」と規定している。また『国籍法』第2条には「出生時に父または母が大韓民国の国民であった者は、出生によって大韓民国の国籍を取得する」とあり、『国籍法』第4条には「法務部長の帰化許可」をうけた者は、大韓民国国籍を取得することができる」とある。

『多文化家族支援法』の制定理由には、「多文化家族が、言語及び文化的差異によって、社会不適応や子女教育に苦勞していることに鑑み、多文化家族が速やかに社会に溶け込み、安全な家族生活を営むことができるように、家族相談・夫婦教育・父母教育及び家族生活教育などの推進及び言語通訳・法律相談・行政支援など、多文化家族に対する支援政策を用意しようとするものである」と書かれている。

法各条に、支援すべき事業内容が規定されているが、重要項目は、①5年毎の多文化家族支援基本計画の策定義務（第3条の2）、②3年毎の多文化家族実態調査実施義務（第4条）、③多文化家族支援センターの設置・運営（第12条）の3点であろう。特に多文化家族支援センター（現・217箇所）は、各条に定められている支援諸施策、すなわち教育・相談事業、雇用斡旋、その他多文化家族支援に必要な諸事業の実施運営を委ねられている重要な組織である。

4. まとめ

以上を要するに、1997年輸出振興のため、①外国に投資した企業、②技術輸出をする企業、③設備輸出をする企業に対して外国人労働者を就学研修者という名目で受け入れることを許可した。また2003年6月『外国人労働者雇用法』を制定し、在外国籍同胞、すなわち①大韓民国の国籍を保有した者、②大韓民国政府樹立以前に国外に移住した同胞、③②の直系卑属で外国国籍を取得した者、具体的には、①出生時に大韓民国国民であったものとして大韓民国戸籍（除籍謄本を含む）に記載されている者及びその直系卑属、②国内に住所を置く大韓民国国民である8親等以内の血族または

4親等以内の婚戚から招請を受けた者に対して「訪問就業ビザ」を与え国内での就業を許可した。この結果、多文化家族が急激に増加した。

『多文化家族支援法』は、言語及び文化的差異によって、多文化家族が社会不適用や子女教育に苦勞していることに鑑み、彼らが速やかに社会に溶け込み、安全な家族生活を営むことができるように、家庭相談・家族生活教育・法律相談など多文化家族に対する支援政策を用意しようとするものである。

なお「訪問就業ビザ」については、19世紀後半から中国吉林省延辺（間島）への入植者が増加し、現在200万人を超える朝鮮系中国人がいることから、朝鮮半島統一後の中国との領土問題を踏まえた施策とも考えられるが、それについては、別途稿を改めて論述したい。

第二章 多文化家族子女の特性

1. 多文化家族の一般的特性⁵

(1) 結婚移民者の一般的特性

表1によれば、結婚移民者・帰化人は、2015年現在304,516人で、うち配偶者⁶有が88.0%（268,024人）で死別・離婚などが12.0%（36,492人）である。また女性が248,142人で81.5%を占めている。年齢別にみると、29歳以下が23.0%（69,999人）、30-39歳が32.6%（99,405人）で39歳以下が55.6%を占めている。国内居住期間をみると、5-15年未満が63.4%（192,863人）で大宗を占めている。出身国籍別には、韓国系中国30.8%（93,660人）、中国22.4%（68,341人）と中国系が53.2%を占め、ベトナム20.8%（63,300人）、フィリピン6.0%（18,337人）、その他が20.0%の順となっている。

(2) 配偶者との出会い経路

表2は、現在の配偶者との出会い経路である。全体的には、「親戚・友達・同僚」など近い知人を通して知り合った場合が48.6%と過半を占め、「自分で」が24.0%、「結婚紹介業者」が21.3%の順である。個別にみていくと、韓国出身の夫の場

表1. 結婚移民者・帰化人の一般的特性 (単位: %、人)⁷

項目	分類	%	人数
全体	全体	100	304,516
性別	女性	81.5	248,142
	男性	18.5	56,374
年齢	29歳以下	23.0	69,999
	30～39歳	32.6	99,405
	40～49歳	24.3	74,050
	50～59歳	13.4	40,903
	60歳以上	6.6	20,158
婚姻状態	配偶者あり	88.0	268,024
	離婚・死別・その他	12.0	36,492
国内居住期間	2年未満	2.2	6,833
	2～5年未満	13.8	42,055
	5～10年未満	36.1	109,788
	10～15年未満	27.3	83,075
	15年以上	20.6	62,766
出身国籍	中国	22.4	68,341
	中国(韓国系)	30.8	93,660
	ベトナム	20.8	63,300
	フィリピン	6.0	18,337
	その他	20.0	60,878

合、親族・友人・同僚の紹介が45.9%であり、自分で探したのが19.7%であった。特徴的なことは27.4%が結婚仲介業者を通じていることであり、特に農村部居住の韓国出身の夫の34.2%が結婚仲介業者の紹介で結婚相手と出会っていることをみると、農村の嫁不足の深刻さを推定することができる。

また既述のとおり、2007年の『出入国管理法施行令』第23条別表の改正で「訪問就業」が認められ、『在外同胞の出入国と法的地位に関する法律』第2条の外国国籍同胞の中から、法務部長官が国内滞留を認めることができるようになったため、中国・吉林省などに居住する韓国系中国人の受け

入れが緩やかになった影響で、韓国系中国人は、親戚・同僚の紹介が66.1%を占め、中国人も58.2%を占めている。

一方ベトナム人・フィリピン人は、結婚紹介業者の紹介が58.9%、28.9%を占めている。日本人の場合は、56.3%が宗教機関(統一教会)の紹介で結婚している。

(3) 結婚移民者・帰化人の韓国語能力

表3は、結婚移民者・帰化人の韓国語能力の調査結果である。これによれば、10%前後の結婚移民者・帰化人が韓国語を「話す・聞く・読む」ことができず、20%前後が「書く」ことができない

表2. 配偶者との出会い経路（単位：％人）⁸

		結婚紹介業者	家族親戚紹介	友人同僚紹介	宗教機関	自分で	その他	合計
全体	％	21.3	20.4	28.2	5.1	24.0	1.1	100
	人	50,792	48,593	67,142	12,072	57,174	2,641	238,414
出身国	韓国出身夫	27.4	19.0	26.9	5.9	19.7	1.1	100
	韓国出身妻	1.7	12.3	29.1	5.2	49.8	1.9	100
	外国出身夫	1.5	34.1	35.1	0.2	28.3	0.9	100
	外国出身妻	3.0	30.0	33.0	0.8	34.5	0.6	100
出身国籍別	韓国系中国	3.4	30.0	36.1	0.8	28.8	1.0	100
	中国	10.3	23.7	34.5	1.1	29.0	1.4	100
	ベトナム	58.9	16.1	17.8	1.0	5.6	0.6	100
	フィリピン	28.9	14.9	22.2	18.8	14.4	0.8	100
	日本	1.1	5.6	11.8	56.3	24.1	1.1	100
居住	都市部	17.3	21.1	29.6	4.1	26.6	1.3	100
	農村部	34.2	18.2	23.6	8.1	15.3	0.6	100

表3. 結婚移民者・帰化人の韓国語能力（単位：％）⁹

	全く不可	殆ど不可	普通	若干上手	大変上手	合計
話す	0.9	10.1	27.9	22.6	38.5	100
聞く	0.7	7.0	27.4	24.5	40.4	100
読む	1.7	11.4	27.3	22.7	36.9	100
書く	3.2	17.5	28.7	18.5	32.2	100

表4. 私は子供に母国語を教える（単位：％）¹⁰

出身国籍	教えない	殆ど教えない	普通	少し教える	よく教える	計
全体	17.6	17.9	23.7	20.9	19.8	100
中国	18.3	17.7	22.6	21.1	20.2	100
韓国系中国	27.3	19.7	22.6	16.5	13.8	100
日本	8.0	15.2	23.7	28.1	25.0	100
ベトナム	13.8	18.5	26.8	22.0	19.0	100
フィリピン	13.8	22.0	24.0	22.7	17.6	100
欧米	5.2	3.6	14.6	19.8	56.8	100

状況であることがわかる。

前頁表4は、結婚移民者・帰化人の親が、子どもに母国語を教えるか否かを調べた結果である。これによれば、全体的には「教えていない」グループが35%前後で、「教えている」グループが40%前後である。これを出身国籍別にみると、「教えていないグループ」は、韓国系中国人の40%前後で、「教えているグループ」では、欧米出身者が80%と突出している。韓国系中国人は、吉林省出身者が多く朝鮮語を使用していた関係であろう。

2. 多文化家族子女（9-24歳）の一般的特性

(1) 多文化家族子女の外国系父母の出身国籍

表5は、多文化家族子女の外国系父母比率を表したものである。これによれば、父が韓国人で、母が外国系である比率が81.9%とその大半を占め

ている。また表6によれば、多文化家族子女の父母の出身国籍は、韓国系中国26.8%、中国22.2%、ベトナム13.2%、日本11.7%、フィリピン10.7%で、中国が49.0%と過半を占めている。

(2) 年齢構成

表7は、多文化家族子女の年齢構成である。これによれば9-11歳が30.7% (25,320人)、12-14歳が23.2% (19,134人)、15-17歳が17.6% (14,516人)、18-24歳が28.5% (23,506人)で小学校高学年に相当する年齢層が一番多いことがわかる。これは、表8の外国人との年別結婚件数で明らかのように、2005年以降急激に増加した結婚移民者の子女世代が9歳を迎え、今回の調査対象子女になったことがその理由である。

表5. 外国系父母比率 (単位: %)¹¹

外国系父+韓国人母	外国系母+韓国人父	外国系父母
8.7	81.9	9.4

表6. 多文化家族子女の父母の出身国籍 (単位: %)¹²

国籍	韓国系中国	中国	ベトナム	日本	フィリピン	その他
%	26.8	22.2	13.2	11.7	10.7	15.4

表7. 9~24歳の多文化家族子女の性別・年齢構成 (単位: %, 人)¹³

		国内だけで成長	外国居住及び成長		合計		
			外国居住経験	外国で主に成長			
合計	人数	50,165	32,311	19,529	12,782	82,476	82,476
	%	60.8	39.2	23.7	15.5	100	
性別	女性	48.6	50.2	50.7	49.6	49.2	
	男性	51.4	49.8	49.3	50.4	50.8	
年齢	9~11歳	33.9	25.6	36.8	8.4	30.7	25,320
	12~14歳	24.2	21.5	29.3	9.7	23.2	19,134
	15~17歳	19.2	15.2	16.4	13.3	17.6	14,516
	18~24歳	22.6	37.7	17.4	68.7	28.5	23,506

表8. 外国人との年次別結婚件数（単位：件数）¹⁴

	2000年	2003	2005	2006	2007	2008
韓国の総結婚件数	332,090	302,503	314,304	330,634	343,559	327,715
外国人との結婚件数	11,605	24,776	42,356	38,759	37,560	36,204
韓国男＋外国人女	6,945	18,751	30,719	29,665	28,580	28,163
韓国女＋外国人男	4,160	6,025	11,637	9,094	8,980	8,041

表9. 多文化家族子女の出生地と成長背景（単位：%）¹⁵

		国内だけで成長	外国居住経験及び外国成長			合計	
			外国居住経験	外国成長			
比率	人	50,165	32,311	19,529	12,782	82,476	
	%	60.8	39.2	23.7	15.5	100	
出生	韓国出生	99.8	50.7	79.3	6.9	80.5	66,393
	外国出生	0.2	49.3	20.7	93.1	19.5	16,803

表10. 多文化家族子女の言語能力自己評価（単位：%、人）¹⁶

		不可	少し可	普通	若干上手	大変上手	合計	
全体	人数	530	1,722	6,173	9,820	64,231	82,476	
	%	0.6	2.1	7.5	11.9	77.9	100	
年齢	9-11	0.2	1.0	4.5	12.1	82.3	100	25,320
	12-14	0.3	1.6	5.0	11.2	81.9	100	19,134
	15-17	0.9	2.3	6.7	10.4	79.7	100	14,516
	18-24	1.2	3.5	13.2	13.3	68.7	100	23,506
成長背景	国内だけで成長	0.6	0.7	4.2	7.1	87.4	100	50,165
	外国居住経験	0.3	1.0	4.9	14.1	79.6	100	19,529
	外国で主に成長	1.3	9.1	24.3	27.6	37.8	100	12,782

（3）出生地と成長背景

表9は、多文化家族子女の出生地と成長地との関係を示したものである。これによれば、多文化家族子女の出生地は、80.5%（66,393人）が韓国で、19.5%（16,083人）が外国である。また成長背景は、60.8%（50,165人）が国内だけで成長し、39.2%（32,311人）が外国に居住した経験のある子女、または外国で成長した子女である。外国に居住した経験または外国で成長した子女を具にみ

ると、主に韓国で成長し一時期外国に居住した経験がある子女が23.7%で、このうち韓国出生子女は79.3%で、20.7%が外国出生である。また外国で主に成長した子女が15.5%で、このうち外国で出生した子女は、93.1%である。外国で出生した子女は、その大半が外国で成長している。

（4）言語能力

表10は、多文化家族子女が自分の韓国語能力を

自己評価したものである。ここで問題なのは、「少し可」層が2.1%で1722人、「不可」層が0.6%で530人と合わせて2200人を超える人数になっていることである。これを年齢別にみると、小学校高学年相当の9-11歳が1.2%、中学生相当の12-14歳が1.9%、高校生相当が3.2%、大学以上相当が4.7%を占めている。また外国で主に成長した多文化家族子女の10.4%が韓国語を苦手としている。しかし既述のように、親である結婚移民者の10%前後が韓国語を「話す・聞く・読む」ことができず、20%前後が「書く」ことができない状況と比較すると格段の差ではある。

3. 多文化家族子女の就学状況

(1) 韓国での就学状況

表11は、多文化家族子女の在学状況を表したものである。これによれば、小中高及び大学以上への多文化家族在学中の子女は、84.5%で、卒業・中退・非進学などで学校に行っていない多文化家族子女は、15.5%である。年令で9～14歳の層、すなわち小学生高学年から中学校までの非在学率が極端に低い理由は、韓国では中学校までが義務教育のためであろう。

成長背景別にみると、特徴的なことは外国で主に成長した多文化家族子女の在学率が43.4%と低

いことである。これは、表7で明らかのように、全体の15.5%が外国で主に成長した子女であること、そのうち18-24歳までが68.7%、すなわち全体の10.6%を占めているが、高校卒業後就職している子女も多いと思われる。また後述するように成長した国での就学・卒業も影響していると考えられる。また国内だけで成長した多文化家族子女と外国居住経験のある多文化家族子女の在学率が、大体同じような傾向を示しているが、これは表9のように、国内だけで成長した多文化家族子女の韓国出生率がほぼ100%、外国居住の経験がある多文化家族子女の韓国出生率がほぼ80%と両者とも大宗が韓国国内出生であることがその理由と考えられる。

表12は、多文化家族子女の年齢層別・学校級別の在学者数である。年齢層別では、小学生高学年が41.5%と一番大きい比率を占めているが、これは前述の通り、2005年以降、結婚移民者が急速に増加し、その子女が調査対象年齢になった結果である。また中学校在学年齢層である12-14歳では19.6%が小学校在学中であり、同じく高校在学年齢層では23.2%が中学校在学中、大学以上在学年齢層では31.6%が高校在学中である。小中高とも20～30%が本来の学齢層より低い学年で勉強している。

表11. 多文化家族子女の年齢層別成長背景別在学状況 (単位: %、人)¹⁷

		在学	非在学	合計
全体	人数	69,720	12,756	82,476
	%	84.5	15.5	100
年齢	9-11	99.6	0.4	100
	12-14	99.5	0.5	100
	15-17	96.1	3.9	100
	18-24	49.0	51.0	100
成長背景	国内だけで成長	91.3	8.7	100
	外国居住経験有	94.2	5.8	100
	外国で主に成長	43.4	56.6	100

表12. 多文化家族子女の年齢層別学校級別在学者（単位：％、人）¹⁸

		小学校	中学校	高校	大学以上	合計
全体	人数	28,934	18,537	14,357	7,892	69,720
	％	41.5	26.6	20.6	11.3	100
年齢	9-11	100				100
	12-14	19.6	80.4			100
	15-17		23.2	76.8		100
	18-24			31.6	68.4	100

表13. 外国で主に成長した多文化家族子女の外国での就学経験（単位：％、人）¹⁹

		無	有	合計
全体	人	669	12,113	12,782
	％	5.2	94.8	100
年齢	9-11	38.2	61.8	100
	12-14	4.4	95.6	100
	15-17	1.9	98.1	100
	18-24	2.0	98.0	100

しかしこの理由が、「韓国内での授業内容についていけない層」なのか、あるいは「語学能力に問題がある層」なのか、あるいはその他の理由なのか、『2015年全国多文化家族実態調査分析』では、具体的な分析がなされていないが、年下の学生と勉強をすることは、学校を忌避する理由にもなり得ることなので、その分析は、ぜひ必要である。

(2) 外国で主に成長した多文化家族子女の外国での就学

今回の調査では、外国で主に成長した多文化家族子女の外国での就学経験についても同時に調査している。表13によれば、当該子女の94.8%が成長した国で就学した経験を持っている。

また次頁の表14によれば、当該子女が最後に

通った外国の学校は、高校が38.8%と一番多く、大学と合わせると49.4%と過半を占めており、また18-24歳層をみると、66.8%と2/3が高校以上である。次に小学校25.8%、中学校が24.8%である。これは、結婚移民者出身国の所得水準、教育水準に左右されていると考えられる。

4. 多文化家族子女の学校適応度

(1) 多文化家族子女の学校適応度

表15によれば、調査対象者全体の98.7%が「学校に適応または普通」と答えている。逆に「不適応」と答えた子女は、全体の1.3%で809人であった。しかし外国で主に成長した子女の5.0%が「不適応」と答えている。

表16は、学校によく適応できない理由を複数回答で求めた結果である。これによれば、「友達と

表14. 外国で主に育った多文化家族子女の最後に通った外国学校（単位：％、人）²⁰

		小学校	中学校	高校	大学以上	合計
全体	人	3,124	3,007	4,699	1,283	12,113
	％	25.8	24.8	38.8	10.6	100
年齢	9-11	100	0	0	0	100
	12-14	85.1	13.4	1.4	0	100
	15-17	46.1	40.9	13.0	0	100
	18-24	7.9	25.2	51.9	14.9	100

表15. 多文化家族子女の学校適応度（単位：％、人）²¹

		全く不適応	やや不適応	普通	やや適応	よく適応	合計
全体	人数	20	789	5,489	15,887	39,627	61,812
	％	0.0	1.3	8.9	25.7	64.1	100
年齢	9-11	0.1	1.2	7.4	23.8	67.5	100
	12-14	0	1.3	9.1	25.6	64.1	100
	15-17	0	1.8	10.7	28.2	59.3	100
	18-24	0	0	11.0	29.9	59.2	100
成長背景	国内成長	0	1.0	7.8	24.4	66.8	100
	外国居住経験	0.1	0.9	8.6	27.3	62.8	100
	外国成長	0	5.0	19.0	32.2	43.8	100

表16. 学校へよく適応できない理由（複数回答）（単位：％、人）²²

		勉強に興味ない	韓国語が上手くない	友達と仲良くできない	先生の差別	父母の無関心	外貌のため	その他
全体	人数	365	206	524	20	88	62	42
	％	45.2	25.5	64.7	2.5	10.9	7.7	5.1
年齢	9-11	41.9	32.5	57.7	3.0	8.0	7.2	
	12-14	26.7	29.9	80.8	4.5	9.5	16.7	5.7
	15-17	66.2	12.9	58.5	0	15.8	0	8.9
	18-24	0	0	0	0	0	0	0
成長背景	国内成長	52.4	1.8	63.0	4.8	18.1	9.9	4.5
	外国居住経験	48.3	37.6	44.6	0	2.9	0	13.4
	外国成長	28.8	61.7	83.9	0	3.3	9.6	0

仲良くできない」が64.7%、「勉強に興味がない」が45.2%、「韓国語がよくできない」が25.5%の三項目が主要な理由である。「韓国語がよくできない」ことは、他の不適応項目の共通原因であるとも考えられる。また「先生の差別待遇」が2.5%ある。これについては、あとで触れたいと思う。

(2) 多文化家族子女の学校の勉強の難しさ

表17は、多文化家族子女の勉強の難しさの調査結果である。全体的には「難しくない」という答えが54.5%、「難しい」という答えが23.6%である。年齢層別にみても同様な数値を示している。しかし成長背景別にみると、外国で主に成長した子女の「難しくない」という答えが28.8%、「難しい」という答えが41.8%と国内成長子女あるいは外国居住経験有子女と正反対の比率となっているのが特徴的である。韓国語能力の問題と韓国の教育水準の高さの問題などの理由が考えられる。

(3) 学校へ行っていない多文化家族子女の現状

ここで注意して置かねばならないことは、表11で明らかのように、多文化家族子女で現在就学していない15.5%のうち、年齢層で見ると小・中学生層は、それぞれ未就学者が0.5%以下であり、18-24歳は、その層の51.0%が未就学者という点で

ある。また成長背景でみると外国で主に成長した子女の56.6%が学校に通っていないことである。

表18は、現在就学していない多文化家族子女が主にどのような活動をしているかを調査した結果である。現在就学していない多文化家族子女の年齢層によって活動内容が顕著に異なっている。すなわち進学準備と韓国語の勉強とを合わせて、小学生高学年の年齢層は57.9%、中学生の年齢層は90.8%、高校生は45%を占めているが、18-24歳の年齢層の62.4%が就業あるいはその準備に時間を費やしている。これは表14のとおり、当該子女が最後に通った外国の学校が、高校・大学と合わせると49.4%、18-24歳層でみると、66.8%と2/3が高校以上の卒業であるためであると考えられる。

5. 多文化家族子女の差別経験

(1) 過去に差別を受けた経験の有無

表19は、過去に多文化家族子女という理由で差別を受けた経験があるかどうかを調査した結果である。2015年は、差別経験があるという答が9.4%で、2012年に比べ4.4%の減少となっている。これを年齢別にみると、小学校高学年層の減少幅が5.7%と一番大きく、次に中学生層の3.6%であった。また成長背景別には、外国で主に成長した子

表17. 多文化家族子女の学校の勉強の難しさ (単位：%、人)²³

		全く 難しくない	別に 難しくない	普通	若干難しい	大変難しい	合計
全体	人数	18,923	14,781	13,516	11,913	2,678	61,812
	%	30.6	23.9	21.9	19.3	4.3	100
年齢	9-11	36.1	23.9	17.0	19.3	3.7	100
	12-14	30.2	22.2	24.3	19.3	4.0	100
	15-17	23.5	25.5	26.5	19.2	5.3	100
	18-24	21.7	27.1	24.7	19.8	6.7	100
成長 背景	国内成長	32.5	25.0	21.8	17.1	3.7	100
	外国居住経験	30.4	23.7	20.1	21.8	3.9	100
	外国成長	14.0	14.8	29.3	30.1	11.7	100

表18. 学校へ行っていない多文化家族子女の現状（単位：％、人）²⁴

		進学準備	就業準備	就業バイト	無職	韓国語	入隊待機	治療中	家事	その他	合計
全体	人数	1,301	3,216	4,347	1,690	908	570	201	45	478	12,756
	％	10.2	25.2	34.1	13.2	7.1	4.5	1.6	0.4	3.7	100
年齢	9-11	33.6	0	0	15.0	24.3	0	13.1	0	14.0	100
	12-14	39.1	0	0	0	51.7	0	0	0	9.2	100
	15-17	26.9	6.5	7.0	15.8	18.1	4.8	1.4	0.2	2.9	100
	18-24	9.0	26.5	35.9	13.2	6.1	4.8	1.4	0.2	2.9	100
成長背景	国内成長	8.2	23.6	35.1	15.0	0	12.5	2.4	0.4	2.7	100
	外国居住経験	16.8	31.6	12.0	21.2	0	1.9	1.4	0	15.1	100
	外国成長	10.4	25.2	36.9	10.9	12.5	0	1.1	0.4	2.6	100

表19. 多文化家族子女という理由で過去に差別されたことのある比率（単位：％）²⁵

年		2015	2012	増減
全体		9.4	13.8	▼4.4
年齢	9-11	9.1	14.8	▼5.7
	12-14	9.1	12.7	▼3.6
	15-17	8.5	9.5	▼1.0
	18-24	10.4	15.6	▼5.2
外国成長	国内成長	6.7	11.0	▼4.3
	外国成長	13.5	21.4	▼7.9

女21.4％から13.5％と7.9％の大幅な減少をみている。全般的には減少傾向にあるが、2015年現在では、各年齢層ともまだ10％前後の差別被害率で推移している。

（2）過去1年間の差別経験の有無

表20は、過去1年間に差別を受けたことのある多文化家族子女の年齢構成である。これによると、全体では77.9％が差別を経験しており、小学校高学年層が85.7％、中学生層が91.9％、高校生層が79.2％で、小・中・高校生層は、その大半が差別を経験している。

（3）差別に対する対応

表21は、過去1年間に差別を受けたときの対応について複数回答で求めた結果である。これによれば「我慢した」が44.9％、「別に考えもなくやり過ごした」が26.4％で、多文化家族子女が消極的な方法で対処していることがわかる。

一方「両親・先生に報告した」が34.7％、「相手に謝罪を要求した」が15.9％と、積極的な姿勢もうかがえる。特に小学校高学年では「両親・先生に相談した」が52.0％と泣き寝入りをしない児童が目立つ。

表20. 過去1年間に差別を受けた多文化家族子女（単位：％、人）²⁶

		全く受けず	別に受けず	若干受けた	酷く受けた	合計
全体	％	11.1	10.9	68.2	9.7	100
	人数	631	619	3,856	551	5,657
年齢	9-11	4.8	9.5	71.6	14.1	100
	12-14	3.7	4.4	85.3	6.6	100
	15-17	11.7	9.2	67.6	11.6	100
	18-24	22.4	17.5	53.5	6.6	100

表21. 過去1年間に差別を受けたときの対応（複数回答）²⁷

		相手に謝罪を要求	両親先生に報告	友達に相談	電子掲示板掲載	我慢した	やり過ぎした	その他
全体	％	15.9	34.7	10.5	2.8	44.9	26.4	2.3
	人数	900	1,962	596	156	2,542	1,495	128
年齢	9-11	14.6	52.0	5.8	3.4	33.1	21.6	2.8
	12-14	23.0	36.2	12.8	0.0	45.9	34.4	0.5
	15-17	15.1	23.9	12.1	2.4	51.7	24.0	6.7
	18-24	12.8	20.9	13.2	4.1	53.3	27.1	1.0

表22. 過去1年間に多文化家族子女が差別を受けた相手別一覧表（単位：％）²⁹

差別した人	全くなし	別段なし	若干あり	酷くあり	(あり計)	合計
友達	11.1	10.9	68.2	9.7	(77.9)	100
先生	57.6	26.3	11.6	4.4	(16.0)	100
親戚	71.3	19.9	8.0	0.8	(8.8)	100
隣人	54.6	22.6	19.7	3.1	(22.8)	100
知らない人	51.7	16.0	24.8	7.5	(32.3)	100

(4) 加害者一覧

表22は、過去1年間に多文化家族子女が差別を受けた相手別の調査結果である。「友達から差別を受けた経験がある」が77.9%と突出しており、「知らない人」が32.3%、「隣人」が22.8%であった。また「先生」から差別を受けたが16.0%あるが、ここでいう「先生」とは小中高の正規の先生の外、「塾」や「社会福祉機関」「その他」の先生も包含しているので²⁸、正確には不明であるが、指

導的立場にある者が差別行動を取ることは由々しき問題である。

6. まとめ

(1) 多文化家族の一般的特性

- ①2015年現在の結婚移民者・帰化人数は、304,516人で、そのうち配偶者有が88%である。
- ②年齢別では29歳以下が23.0%、30-39歳が32.6%とこれらの年齢層で過半を占めている。

- ③国内居住期間をみると、5-15年が63.4%で約2/3を占めている。
- ④出身国別では、韓国系中国人30.8%、中国人22.4%と中国が53.2%であり、次にベトナムが20.8%、フィリピン6.0%である。
- ⑤配偶者との出会いは、「家族・友人などの紹介」が48.6%、「自分で」が24.0%と合わせて72.6%を占めている。しかし「結婚紹介業者経由」が21.3%あり、ベトナム人の利用率が58.9%、フィリピン人の利用率が28.9%と両国人の利用が際立っている。
- ⑥結婚移民者の10%前後が「話す・聞く・読む」ことができず、20%前後が「書く」ことができない。

(2) 多文化家族子女(9-24歳)の一般的特性

- ①父母の外国系比率は、「韓国人の父と外国系の母」が81.9%、「外国系の父と韓国人の母」が8.7%、「外国系父母」が9.4%である。
- ②年齢構成をみると、「9-11歳」が30.7%、「12-14歳」が23.2%、「15-17歳」が17.6%、「18-24歳」28.5%である。9-11歳層が多い理由は、2005年以降急激に増加した結婚移民者の子女世代が9歳を迎え、今回の調査対象子女になったためである。
- ③出生別では、韓国国内出生が80.5%、外国での出生が19.5%である。
- ④韓国語能力
多文化家族子女の自己評価による韓国語能力は、全体の97.3%が「普通または上手」と答えているが、「少ししかできない、またはできない」と答えた子女が2.7%いる。
- ⑤就学状況をみると、小中高及び大学以上への就学中の子女は、84.5%で、卒業・中退・非進学などで学校に行っていない子女は、15.5%である。年令層別にみると、9~14歳の層、すなわち小学生高学年から中学校までの非在学率は、0.5%以下と極端に低いが、これは、中学校までが義務教育のためである。成長背景別にみる

と、外国で主に成長した子女の在学率が43.3%と低い。これは、全体の15.5%が外国で主に成長した子女であること、そのうち18-24歳層が2/3を占めているため、外国で高校卒業後就職している子女も多いためと思われる。

⑥学校適応度

調査対象者全体の98.7%が「学校に適応、または普通」と答えている。逆に「不適応」と答えた子女は、全体の1.3%で809人であった。小中高共に同じような比率で不適応者が存在している。「学校によく適応できない」理由は、「友達と仲良くできない」が64.7%、「勉強に興味がない」45.2%、「韓国語がよくできない」25.5%の三項目が主要な理由である。「韓国語がよくできない」ことは、他の不適応項目の共通原因であると考えられる。

⑦差別経験

友達からの差別体験は、全体で77.9%あり、中でも小学校高学年層が85.7%、中学生層が91.9%とほぼ全員が経験している。またその対応として「複数回答」であるが「我慢した」が44.9%、「考えずやり過ぎた」が26.4%と消極的対応が目についた。

⑧学校の勉強の難しさ

全体的には「難しくない」が54.5%、「難しい」が23.6%であるが、成長背景別にみると、「外国で主に成長した子女」は、「難しくない」が28.8%、「難しい」が41.8%であった。言葉の問題、出身国の教育水準など要因は、いろいろ考えられる。

第三章 多文化家族子女と学校暴力(いじめ)

1. 多文化家族子女のいじめ被害経験

(1) 一般学生との被害経験率比較

表23によれば、一般学生を含む全体の被害経験率は、1.0%であり、小学生が2.0%と一番高い。一方多文化家族子女の全体被害経験率は、5.0%と学生全体の5倍であり、特に小学生のいじめ被害率が7.9%と突出し、次に中学生が4.3%と高い

表23. 2015年小中高別いじめ被害経験率比較（単位：％）³⁰

	小学生（9～11）	中学生（12～14）	高校生（15～17）	全体
学生全体	2.0	0.7	0.4	1.0
多文化家族子女	7.9	4.3	1.6	5.0

表24. 成長背景別被害経験率（単位：％）³¹

成長背景	国内だけで成長	外国居住経験あり	外国で主に成長
被害経験率	4.1	6.4	8.1

表25. 多文化家族子女のいじめ被害類型（複数回答）（単位：％、人）³²

		脅迫 悪口	集団 いじめ	強制使 い走り	金物 喝取	暴行	性的嫌 がらせ	サイバ ー暴力	ストー キング
全体	人数	1,994	1,046	163	290	312	85	333	9
	％	65.1	34.1	5.3	9.5	10.2	2.8	10.9	0.3
性別	女性	64.3	41.9	3.0	4.4	3.9	2.9	13.7	0.6
	男性	65.7	27.7	7.2	13.7	15.5	2.7	8.5	0.0
年齢	9-11	72.5	30.2	5.4	11.9	13.4	2.4	5.8	0
	12-14	53.6	36.3	6.8	5.4	5.4	3.0	22.3	1.1
	15-17	50.7	51.6	0	4.3	0	6.2	16.1	0
	18以上	0	100	0	0	0	0	0	0
成長 背景	国内成長	63.3	33.4	7.1	9.2	9.3	1.7	8.8	0
	海外居住経験	67.9	32.3	3.0	7.5	11.4	4.5	13.1	0.9
	海外成長	65.0	43.0	3.6	16.7	10.7	2.6	13.9	0

ことが特徴的である。

（2）成長背景別いじめ被害経験率

表24「成長背景別いじめ被害経験率」をみると、外国で主に成長した多文化家族子女の被害率が8.1%と非常に高くなっている。当該調査では、この原因分析がなされていないが、①韓国語がうまくないこと、②多文化家族子女への差別意識、③共稼ぎなどで子供の面倒を十分に見ることができないことなどがその原因と推定される。

2. 多文化家族子女のいじめ被害類型

表25によれば、多文化家族子女のいじめ被害類型は、性別で明らかに異なる傾向を示している。すなわち女性は、男性に比べ、「集団いじめ」が41.9%と14.2%高く、「サイバー暴力」が13.7%で5.2%高い。一方男性は、「強制使い走り」が7.2%で女性より4.2%高く、同じように「金・物喝取」が13.7%で9.3%、暴行が15.5%で11.6%高くなっている。女性は、陰湿ないじめが多く、男性は、暴力的いじめが多いといえる。

年齢層で見ると、小学校高学年層では、全体平均より悪口が7.4%、金物喝取が2.4%、暴行が3.2%

表26. 多文化家族子女のいじめ対応方法（複数回答）（単位：人、%）³³

		学校へ 連絡	家族へ 連絡	117へ 連絡	警察へ 連絡	友達へ 連絡	我慢 した	考えな く放置	その他
全体	人数	992	1,571	254	108	302	689	417	80
	%	32.4	51.3	8.3	3.5	9.8	22.5	13.6	2.6
年齢	9-11	35.0	56.4	9.3	3.0	5.9	17.9	11.3	2.0
	12-14	30.0	40.9	7.3	4.7	19.1	32.2	16.1	4.9
	15-17	22.1	51.4	4.3	4.3	12.3	31.5	11.7	0
	18以上	0	0	0	0	0	0	100	0
成長 背景	国内成長	35.3	50.5	9.6	3.8	6.7	20.7	13.6	1.1
	海外居住経験	29.0	43.7	6.8	3.5	15.5	24.2	18.3	5.8
	海外成長	28.6	77.0	6.6	2.6	7.9	25.8	0	0

高くなっている。中学生ではサイバー暴力が全体平均より11.4%高い。スマホ、PCなど電子機器の保有率が高くなっているためと考えられる。

成長背景別では、外国で主に成長した子女が全体平均より、集団いじめが8.9%、金物喝取が7.2%高くなっている。なぜ海外成長子女に対する金銭・物品の喝取が多いのかについては原因を究明する必要がある。

3. いじめ対応方法

表26は、多文化家族子女のいじめ対応方法を調査した結果である。ここで注目すべきは、「海外成長」組の多文化家族子女がいじめを受けた場合、「考えなく放置すること」なく、「学校の先生」や「父兄に連絡」を始めとして何らかのアクションを取っていることである。いじめを受けた場合積極的に相談することは、解決策の一助となり得る手段である。しかし全体的には「我慢した」が22.5%、「考えなく放置した」が13.6%という数字は、いじめに対する政策が強化されているにも拘わらず、多文化家族子女の多くがいじめを甘受している事例が多いということの意味している。

4. まとめ

多文化家族子女に対するいじめについて整理す

れば、次のとおりである。

(1) 被害経験率

- ①一般学生を含む全体の被害経験率が1.0%に対して、多文化家族子女は、5.0%と5倍に達している。
- ②小学生高学年の全体被害経験率が2.0%に対して、多文化家族子女は、7.9%と高率である。
- ③成長背景別被害経験率をみると、国内だけで成長した多文化家族子女の被害経験率が4.1%、外国居住経験のある子女が6.4%、外国で主に成長した子女が8.1%と外国で主に成長した子女の被害経験率が高率である。

(2) いじめ被害類型

- ①性別で明らかに異なる傾向を示している。すなわち女性は、男性に比べ「集団いじめ」「サイバー暴力」が多く、一方男性は、「強制使い走り」「金物喝取」「暴行」が多い。
- ②年齢層で見ると、年齢が低いほど悪口・喝取・暴行が多く、中高生は、「サイバー暴力」が多い。
- ③成長背景別では、外国で主に成長した子女が集団いじめや喝取の比率が多い。

(3) いじめ対応方法

いじめを「我慢した」「そのまま放置した」という回答が36.1%あり、多文化家族子女の多くが「いじめに甘んじている」ことがわかる。外国成長子女の対応方法は、「家族への連絡」が際立っている。

第四章 日本における在留外国人の概況

2019年4月に『出入国管理及び難民認定法』の一部が改正された。現行法では「高度な技術を持つ専門職」及び「開発途上国の労働者が、日本の技術を学ぶ目的の外国人技能実習制度による技能実習生」の就労のみが許可されているが、改正法では「特定技能1号」と「特定技能2号」が創設された。特定技能1号は、「3年間の技能実習」または「所定の試験合格」を経た「相当程度の知識または経験を要する技能職」とし、該当職種として農業・漁業・建設・介護・宿泊・外食・造船・その他7業種、合計14業種が指定された。滞留期間は5年間で更新を認めず、家族帯同も不可である。特定技能2号は、「熟練した技能、高度な専門職」とし、大学教授や経営者などである。滞留期間は5年間で更新を認め、家族帯同も許可している。1号と2号を合わせて5年間で合計34.5万人を受け入れることとなった。そこで現時点での日本における在留外国人の実態を概観しておきたい。

1. 国籍別・在留資格別在留外国人

次頁の表27は、2018年3月27日に法務省入国管理局から出された「平成29年末現在における在留外国人数について」のうち「主要国籍別・在留資格別・外国人数」である。これによれば、2017年末現在の在留外国人数は、256.2万人である。その内訳は、第一位は、永住者で74.9万人(29.2%)、次に特別永住者33.0万人(12.9%)、留学31.2万人(12.2%)、技能実習27.4万人(10.7%)、技術・人文知識者18.9万人(7.4%)、定住者18.0万人(7.0%)、家族滞在16.7万人(6.5%)、日本人の配偶者14.1

万人(5.5%)、特定活動6.5万人(2.5%)に順となっている。また国別にみても、第一位は中国(28.5%)、韓国(17.6%)、ベトナム(10.2%)、フィリピン(10.2%)、ブラジル(7.5%)の五か国で全体の74%を占めている。ベトナムを除くと特別永住者・永住者・定住者が多いことが特徴的である。

2. 日本国籍を有する児童生徒の語学能力

2019年3月27日、文部科学省総合教育政策局は、「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成30年度)結果」(文部科学省総合教育政策局、平成30年5月1日現在)を公表した。本調査では、冒頭「日本語指導が必要な児童生徒とは、①日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、②日常会話が出来ても学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒の事である」と定義している。また「日本語指導が必要な児童生徒」を「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒」と「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」に分類して分析している。本稿では「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」について整理した。

(1) 日本語指導が必要な日本国籍児童生徒の学校種別・在籍状況

表28をみると、外国籍の児童生徒と日本国籍の児童生徒の日本語能力に差異はみられない。

(2) 日本語指導が必要な日本国籍児童生徒の在籍人数別学校数

表29で明らかのように、小中高ともに対象児童生徒が4人以下という学校数が85.6%であり、学校として「個別指導」を行う人的・財的余力が問題となろう。

(3) 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の都道府県別在籍状況

表30は、日本語指導が必要な日本国籍の児童生

表27. 「平成29年末現在における在留外国人人数について」「主要国籍別在留資格別外国人人数」³⁴ (H30. 3. 27 法務省入国管理局)

国籍	計	特別 永住者	中長期在留者									
			永住者	留学	技能 実習	技術人 文知識	定住者	家族 滞在	日本人の 配偶者	特定 活動	その他	
総数	2,561,848	329,822	2,232,026	749,191	311,505	274,233	189,273	179,834	166,561	140,839	64,776	155,814
	100	12.9		29.2	12.2	10.7	7.4	7.0	6.5	5.5	2.5	6.1
中国	730,890	1,027	729,863	248,873	124,292	77,567	75,010	28,033	74,962	31,911	10,947	58,268
	(28.5)	0.1		34.1	17.0	10.6	10.3	3.8	10.3	4.4	1.4	8.0
韓国	450,663	295,826	154,837	69,391	15,912	13	21,603	7,291	12,211	13,490	3,961	10,965
	(17.6)	65.6		15.4	3.5	0.0	4.8	1.6	2.8	3.0	0.9	2.4
ベトナム	262,405	2	262,403	14,913	72,268	123,563	22,045	5,448	11,112	3,164	5,627	4,263
	(10.2)	0.0		5.7	27.5	47.1	8.4	2.1	4.2	1.2	2.1	1.7
比	260,563	47	260,506	127,396	2,375	27,809	5,924	49,773	3,104	26,401	8,547	9,177
	(10.2)	0.0		48.9	0.9	10.7	2.3	19.1	1.2	10.1	3.3	3.5
ブラジル	191,362	28	191,334	112,876	483	9	394	56,475	609	16,631	57	3,800
	(7.5)	0.0		59.0	0.3	0.0	0.2	29.5	0.3	8.7	0.0	2.0
ネパール	80,038	3	80,035	4,139	27,101	179	5,426	745	21,873	709	5,005	14,858
	(3.1)	0.0		5.2	33.9	0.2	6.8	0.9	27.3	0.9	6.3	18.5
台湾	56,724	1,083	55,641	21,044	10,237	10	9,210	1,582	2,047	4,296	4,600	2,615
	(2.2)	2		37.1	18.0	0.0	16.2	2.8	3.6	7.6	8.1	4.6
米国	55,713	795	54,918	16,922	2,928	—	8,626	1,228	4,167	9,497	266	11,284
	(2.2)	1.4		30.4	5.3	—	15.5	2.2	7.5	17.0	0.5	20.2
タイ	50,179	12	50,167	19,719	4,551	8,430	1,810	3,861	751	7,144	273	3,628
	(2.0)	0.0		39.4	9.1	16.8	3.6	7.7	1.5	14.2	0.5	7.2
インド 西亜	49,982	8	49,974	6,200	6,492	21,894	2,072	2,002	2,688	1,991	5,171	1,464
	(2.0)	0.0		12.4	13.0	43.8	4.0	4.1	5.4	4.0	10.4	2.9
その他	373,339	30,991	342,348	107,718	44,866	14,759	37,153	23,396	33,037	25,605	20,322	35,492
	(14.6)	8.3		28.9	12.0	4.0	10.0	6.3	8.8	6.9	5.4	9.4

- 注1. 法務省、『在留外国人統計』第3表「平成29年末現、国籍・地域別、在留資格別、在留外国人」から筆者が整理作表した。
- 注2. 永住者とは、『出入国管理法』別表第二で定める「法務大臣が永住を認める者」で、原則的には10年以上継続して在留している者が該当する。
- 注3. 特別永住者とは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者及びその子孫等の出入国管理に関する特例法」(H31.4.1) 第三条で「平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で、この法律の施行の際、次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として本邦で永住することができる」とあり、台湾・朝鮮半島出身者などが該当する。
- 注4. 定住者とは、『出入国管理法』別表第二で定める「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」で、日系人、中国在留邦人、難民などが該当する。
- 注5. 「技術・人文知識」とは、『出入国管理法』別表第一の二で定める「技術・人文知識・国際業務」であり、自然科学や人文科学分野の知識・技術を要する業務で、別表第一に定める「高度専門職」を除いた業務をいう。
- 注6. 「特定活動」とは、『出入国管理法』別表第一の五に定める「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」で、当該大使館・領事館に勤務する当該外国人の活動をいう。
- 注7. 「その他」とは「経営・管理」「高度専門職」「教授」「永住者の配偶者」等々

表28. 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別・在籍状況³⁵

		小学校		中学校		高校		合計	
		人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数
外国籍	要指導生徒	26,092	4,826	10,213	2,310	3,677	462	39,982	7,598
	指導中生徒	21,459	3,915	7,885	1,788	2,470	330	31,814	6,033
	%	82.2	81.1	77.2	77.4	67.2	71.4	79.6	79.4
日本籍	要指導生徒	7,593	2,495	2,050	920	495	187	10,138	3,602
	指導中生徒	5,806	1,941	1,455	667	319	137	7,580	2,745
	%	76.5	77.8	71.0	72.5	64.4	73.3	74.8	76.2

注1. 調査結果8頁の表1を筆者が再編した。

注2. 義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校を除く。

注3. 以下本章の表は、筆者が、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校を除く。

表29. 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の在籍人数別学校数³⁶

生徒数	小学校	中学校	高校	合計
4人以下	2,093	826	164	3,083
5人以上	402	94	22	518
合計	2,495	920	186	3,601

注. 調査結果10頁の表5を筆者が再編した。

表30. 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の都道府県別在籍状況（単位：人）³⁷

愛知	神奈川	大阪	東京	埼玉	千葉	静岡
2,176	1,623	1,013	941	461	439	376

注. 調査結果16頁の参考表②-1を筆者が再編した。

徒、上位7位までの都道府県別在籍状況である。これを学校単位で見ると、表29で示された規模になることは容易に理解できる。

(4) 必要な語学指導者

また表27「主要国籍別在留資格別外国人数」をみると、中長期在留者の「日本人の配偶者」の児童生徒は、日本国籍を有していると考えられるので、その家庭の児童生徒に日本語の問題があり、日本語の教育が必要であるとすれば、上位から中国語、フィリピン語、ポルトガル語、韓国語、英語、タイ語、ベトナム語などの順で「語学指導者」

が必要とされる。

3. まとめ

外国人と結婚した日本人家庭の児童生徒で、かつ日本国籍を有している児童生徒の「日本語能力に関する問題点」を整理してみたい。

- (1) 日本語教育が必要な児童生徒数は、極小である。
- (2) 在籍者が4人以下である学校が86%を占め、個別指導の領域である。
- (3) 指導対象児童生徒が多言語に拡散しており、指導者の確保ができるか否か問題である。

- (4) 所轄地方公共団体が広範囲であり、統一的・画一的な指導要領の作成が必要である。
- (5) 学校における調査方法は、①DLA (Dialogic Language Assessment) 等の日本語能力測定方法、②学校生活や学習態度、③日本滞在期間などである³⁸。

以上を要するに、学校単位でみると対象児童生徒数が少なく個別指導の領域であること及び当該言語を理解できる日本人が少ない言語の場合、対象児童生徒の支援員の確保が難しいなどの問題点がある。また当該児童生徒及びその保護者を直接対象にするアンケート調査など調査方法に工夫が必要であろう。

第五章 結び

以上、韓国については女性家族部の「2015年全国多文化家族実態調査分析」を、また日本については文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況に関する調査(平成30年度)結果」を中心に日韓の多文化家族子女について概観してきたが、最後に外国人労働者の本格的な受け入れに踏み切った日本における今後の課題について提言し結びとしたい。

1. 多文化家族子女の語学力の向上

語学は、当該社会文化の習得に必要な道具であり、問題を自己解決する基本的な力となるため、多文化家族子女にとって当該国の言語習得は重要なことである。しかし多文化家族子女が使用する外国語は、中国語、フィリピン語、ポルトガル語、韓国語、英語、タイ語、ベトナム語、その他と多言語にわたること、多国籍家族子女が全国に散在していることなど、言語的・地域的拡散を如何に克服して、どのように指導体制の全国的展開を図るかが喫緊の課題である。

2. 二重言語教育

次に「話す・聞く・読む・書く」という日本語

能力の欠如した両親、又は片親に対する日本語教育である。多文化家族子女の日本語能力習得速度と親の日本語能力習得速度に格差が生じ、日本語の未熟な両親と親の母国語の未熟な多文化家族子女間の意思の疎通を強化するための二重言語教育をどのように展開していくかが重要な課題である。

3. 差別

「言葉が上手に話せない」とか「顔立ちが日本人と異なる」などの理由から、特に低年齢層において、友達から差別を受けることは韓国の調査から明らかである。この差別は、「いじめ」であり、多文化家族子女に対する差別をどのように解消していくか難しい問題である。

4. 外国人労働者家族との共生

日本は、2019年4月から5年間で34万人をこえる外国人労働者の受け入れを決定したが、「悪質な仲介業者の排除」「受け入れ労働者の行方不明問題」「治安の悪化」「法律習得問題」など考えられる問題は多いが、加えて「外国人労働者家族との共生」の問題も十分に検討しておく必要があると考えている。

5. 調査方法

文部科学省の調査方法は、小中高の先生経由の調査で①DLA (Dialogic Language Assessment) 等の日本語能力測定方法、②学校生活や学習態度、③日本滞在期間などから推定し、児童生徒・父兄への調査は行われていない。

今回のような学校サイドからの調査は、もちろん効率的な調査方法であるが、当該児童生徒及びその保護者を直接対象とするアンケート調査・面談調査の実施も必要であると考えられる。

註

- 1 『出入国管理法』第2条の2(在留資格と在留期間)別表第一に「特定産業分野」の定義を「人材を確保することが困難な状況にあるた

- め、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野」としている。
- 2 2015.10.22統計庁報道資料「2015년 외국인 고용 조사 (2015年多文化家族実態調査分析)」
- 3 한국 여성 정책 연구원 (韓国女性政策研究院)「2015년 전국 다문화가족 실태 조사분석」 49-50頁。
- 4 2008年1月1日戸籍法を廃止し「家族関係登録法」を施行した。戸籍法廃止後、廃止前の戸籍を「除籍謄本」と称し、戸籍法廃止以前の戸籍を残している。
- 5 「多文化家族子女調査は、家庭訪問時に登校・就業などで家にいない場合には回答数から除外されるため、当該調査数で全体規模を正確に把握することは難しい」と韓国女性政策研究院 (한국 여성 정책 연구원)、前出、378頁に記載されていることを注記しておく。
- 6 本稿で配偶者とは結婚移民者・帰化人の配偶者をいう。
- 7 한국 여성 정책 연구원、前出、49-50頁。
- 8 同上、278-279頁。
- 9 同上、125頁
- 10 同上、212頁
- 11 同上、385頁。
- 12 同上、385頁。
- 13 同上、385頁
- 14 2010.3.24統計庁報道資料「2009년 혼인 통계 결과」13頁。
- 15 한국 여성 정책 연구원、前出、378頁「表V-1」及び380頁「表V-2」を参考に筆者が合成したものである。
- 16 한국 여성 정책 연구원、前出、405頁。
- 17 同上、420頁。
- 18 同上、421頁。
- 19 同上、383頁。
- 20 同上、384頁。
- 21 同上、427頁。
- 22 同上、429頁。
- 23 同上、431頁。
- 24 同上、423頁。
- 25 同上、461頁。
- 26 同上、464頁
- 27 同上、471頁
- 28 同上、465頁「注書き」。
- 29 同上、「表V-46」464頁、「表V-47」466頁、「表V-48」467頁、「表V-49」468頁、「表V-50」469頁から筆者が作表した。
- 30 2017年7月11日、教育部報道発表資料「2017年一次学校暴力調査結果」の「学生被害応答率」と「学校級別被害応答率」及び韓国女性政策研究院「2015年多文化家族実態調査分析」の「表V-31」から筆者が作表した。
- 31 한국 여성 정책 연구원、前出、432頁。
- 32 同上、435頁。
- 33 同上、437頁。
- 34 法務省、『在留外国人統計』第1表「平成29年末現、国籍・地域別、在留資格別、在留外国人」から筆者が整理作表した。
- 35 2019年3月27日、文部科学省総合教育政策局、報道発表資料、「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成30年度）結果」8頁の表1を筆者が作表した。
- 36 同上調査結果、10頁の表5を筆者が作表した。
- 37 同上調査結果、16頁の参考、表②-1を筆者が作表した。
- 38 「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成30年度）結果」（文部科学省総合教育政策局、12頁表7-①）